

委託契約における特命随意契約の結果について

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
三宮プラッツ活用実験事業業務に係る委託契約	令和4年10月31日	株式会社トーハク	4,919,992	<p>本委託事業は、三宮プラッツにおいてアートによるまちのにぎわい創出実証実験を目的に、活用促進並びに広報宣伝に係る事業企画及び管理運営業務等を委託するものである。</p> <p>三宮プラッツの現在の管理運営事業者である㈱トーハクは、令和3年度の三宮プラッツ活用事業者選定委員会により、市の事業目的を理解し、企画・経営・運営体制等に相応しいと判断し、選定された事業者である。</p> <p>本委託事業は、三宮プラッツを履行場所としている性質上、会場使用及び主催者との連絡調整、道路使用申請など、管理運営事業者が行う業務と不可分であり、管理運営事業者を委託先とすることが最も効率的である。</p> <p>また、令和4年4月～7月の期間における活用事業の実施にあたり、㈱トーハクは関係機関との調整、イベント実施時の安全確保等に関し、問題なく業務を遂行し、8月～10月の実証実験期間においても、数多くの個人、団体へ働きかけ、新たに関係を築き上げ、毎日イベントを開催し、5000人以上の来場者があったという実績を有している。</p> <p>11月からの本委託事業を迅速かつ円滑に業務を履行するにあたり、当該空間の運用に精通し、三宮プラッツにおけるまちのにぎわい創出について、知識とノウハウを有し、かつ最も効率的に履行できるのは㈱トーハクしかおらず、特命随意契約を締結するものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2の第1項第2号に該当)</p>	文化スポーツ局文化交流課 (TEL: 078-322-5165)
青少年科学館発見の小径コンテンツ更新に係るコンテンツ制作業務	令和4年11月1日	株式会社U.	5,071,000	<p>本業務は、発見の小径の既設のシステムを使って、インタラクティブ仕様のデジタルコンテンツを更新するものであり、最新のハードウェアに精通するとともに、まだ、科学館展示で、本業務で意図する内容に関しての先行事例の少ないこの分野において、魅力的なコンテンツ作成が可能で高い技術力が求められるため、事業者には以下のような条件を満たす必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存のハードウェアを理解し、性能を十二分に発揮できるコンテンツ制作が可能であること。 ・発注者の意図を具体化できる深い科学的知識と技術力を有し、具体的かつ多様な提案ができること。 ・同種業務の経験が豊富で、制作過程等で、発注者の構想への助言や問題点の指摘・改善が可能なこと。 ・打合せの段階で発注者の持つコンテンツのイメージと技術的限界の折衷案を調整できるコーディネートの経験が豊富であること。 <p>表記の株式会社U. は、Be Smart Kobe採択事業や078KOBE企画、兵庫県IT広報アドバイザーなどの業務実績があり、それらの業務内容から分かるように今回の業務に耐える十分な技術力があり、神戸市内で、唯一、これらの条件を備えている事業者である。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2の第1項第2号に該当)</p>	文化スポーツ局文化交流課 (TEL: 078-322-5786)

委託契約における特命随意契約の結果について

<p>令和4年度バレーボール 振興にかかる市民観戦会 業務</p>	<p>令和4年12月20日</p>	<p>SAGA久光スプリ ングス株式会社</p>	<p>1,075,000</p>	<p>SAGA久光スプリングス株式会社は、神戸を練習拠点に活動するVリーグ1部のチーム「久光スプリングス」を運営する会社である。 本委託業務は、Vリーグへ市民を招待し、「観るスポーツ」を振興することを目的とした、ふるさと納税使途「久光スプリングスと一緒に神戸のバレーボールを盛り上げよう」により募った寄付金で行う事業であり、当該業務を受託できる者は、「久光スプリングス」を運営するSAGA久光スプリングス株式会社以外にいない。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p>	<p>文化スポーツ局スポーツ企画課 (TEL: 078-322-5309)</p>
<p>北野町山本通伝統的建造物群保存地区内市認定歴史的建造物部材等痕跡調査業務</p>	<p>令和5年2月2日</p>	<p>篠永昌幸</p>	<p>2,970,000</p>	<p>歴史的建造物は構造上、特殊な箇所が多く、その修理等については、歴史的建造物に精通した知識と経験を有することから、部材の調査等、本市で業務内容を具体的かつ一義的に進めることが困難であることから、契約目的達成のために熟練した知識と経験を持ったものとの契約が必要となったため。 (地方自治法施行令第167条の2の第1項第2号に該当)</p>	<p>文化スポーツ局文化財課 (TEL: 078-322-5798)</p>